

規制の事前評価書

1. 政策の名称

破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用機構企画室

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現状

現行の預金保険法においては、金融機関に対し

名寄せデータを預金保険機構に迅速に提出するための措置

決済用預金の円滑な払戻しを行うための措置

を講じることが義務付けられている。

問題点

破綻処理を円滑に行うためには、預金等の迅速かつ円滑な払戻し等を適切に行うことが不可欠であり、そのために現行法において、金融機関に対し、決済用預金の円滑な払戻しを行うための措置を講じるよう義務付けているほか、名寄せデータの整備なども平時から義務付けている。

しかしながら、現行法では、預金の円滑な払戻しを行うための措置は、決済用預金に限定され一般預金等を含んでいないほか、その他の保険事故に対処するために必要な措置を講じることが義務付けていないため、仮に、それらの措置が不十分である金融機関が破綻した場合、一般預金等の払戻しのほか営業再開後における預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等が円滑に行えないおそれがある。

規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記の問題点を踏まえ、金融機関の破綻に迅速に対応できるようにするため、平時より、決済用預金だけでなく一般預金等についても円滑な払戻しのための措置を講じるよう義務付けるほか、その他の保険事故に対処するために必要な措置を講じることについても義務付ける必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

預金保険法 第 58 条の 3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

破綻処理を円滑に行うためには、預金等の迅速かつ円滑な払戻し等を適切に行うことが不可欠であるため、現行の措置に加え、金融機関に対し、一般預金等の円滑な払戻しのための措置を講じるよう義務付けるほか、その他の保険事故に対処するために必要な措置を講じることについても義務付ける。

5. 想定される代替案

破綻処理を円滑に行うためには、預金等の迅速かつ円滑な払戻し等を適切に行うことが不可欠であるため、現行の措置に加え、金融機関に対し、一般預金等の円滑な払戻しのための措置を講じることは義務付けるが、その他の保険事故に対処するために必要な措置については、金融機関の自主的な取組により対応させることとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

本案

新たに当該措置等を講じる金融機関においては、措置等を講じることによる費用が発生する。

代替案

自主的に措置を講じない金融機関においては、本案に比べ、その分の費用が減額となる。

(2) 行政費用

本案

金融機関における措置等の状況の検査・監督に伴う費用が発生する。

代替案

金融機関における措置等の状況の検査・監督に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

本案

特になし。

代替案

措置を講じない金融機関が破綻した場合、その他の保険事故に対処するために必要な措置が整備されていないことにより、営業再開後における預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等が円滑に行われれないなど、預金者に大きな不便が生じ、経済的損失を与えるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

本案

全金融機関に対し当該措置等を義務付けることで、破綻が起きた場合に迅速かつ円滑な処理が実現でき、破綻に伴う預金者の混乱を最小限に止めることが可能となるといった預金者保護が期待できる。

代替案

自主的に措置を講じる限りでは本案に同じ。ただし、措置を講じない金融機関が破綻した場合は、その分預金者保護が劣ることとなる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。

一方、全金融機関に対し当該措置等を義務付けることにより、破綻に伴う預金者の混乱を最小限に止めることが可能となり、預金者保護がより徹底され、ひいては金融システムの安定が図られることとなる。この便益の効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案については、自主的に措置を講じない金融機関において、遵守費用が減額となるが、措置を講じない金融機関が破綻した場合は、その他の保険事故に対処するために必要な措置が整備されていないことにより、営業再開後における預金と貸付金との相殺や、非付保預金の概算払等が円滑に行われれないなど、預金者に大きな不便が生じ、経済的損失を与えるおそれがある。また、この点において、預金者保護という便益が劣ることとなる。

したがって、本案による改正が適切と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

当該措置等の実施状況を確認し、何らかの弊害が認められた場合には、金融機関の負担にも配慮しつつ、円滑な破綻処理に必要な措置の範囲を見直すものとする。